

霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

霧島市長 前 田 終 止

霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例(平成24年霧島市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第5項中「(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を削る。

別表中

「

ソフトボール(1面につき)	130円
野球(1面につき)	210円
全面使用	250円

」

を

「

ソフトボール(1面につき)	210円
野球(1面につき)	300円
上記以外の競技(1面につき)	300円
全面使用	600円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市春山緑地公園の使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。